



おののひろし
大野 寛

しんわかい
津 和 会

津市の山間地米づくり施策について

問 美しい故郷と言われている津市山間地域の米づくりも、今後、経営所得安定対策、米の政策見直しによって変化をよぎなくされる。この米づくり施策大転換を津市としてどのように受け止め対応するのか。

また、地域の環境保全を受け持っている兼業農家が継続して米づくりを行うには機械、施設等への補助対策が必要不可欠と思うが津市としての対策を伺う。

答 米の生産調整は、2018年を目途に廃止されることが決定され、これまで米の価格安定を図り、農家の経営を支えてきた制度が見直されることで、作付の自由化や価格の自由市場化が進み、大規模農家や企業による農業経営への転換が図られるものと、農家の方が不安を持っていることは認識している。山間地域の農地は、自然や景観、防災など多面的な機能を有する非常に重要なものと位置付けており、今後示される具体的な制度をしっかりと見た上で、継続的な農業生産活動と農地の維持が図られるよう支援を考えていきたい。

個人で購入される農業機械等への支援には限界があり、人・農地プランや中山間地域等直接支払制度等を活用し、共同で営農していただくことを進めたい。

●その他の質疑・質問●

○みえ森と緑の県民税が平成26年から施行されるが内容を見ると産業振興を目的とした事業は対象外となっている。津市はどのような事業で災害に強い森林づくりをするのか

○生活排水処理、市町村設置型合併浄化槽事業は今後どのような工程で実施されていくのか

○津市産業・スポーツセンター建築工事の入札について など



▲山間地域の水田を耕作放棄地にしてよいのか



かつらさん ばつ
桂 三 発

いっしんかい
一 津 会

暴力団対策法を受けての市の対応は

問 暴力団対策法が平成4年3月に施行されている。これに関連して市はどのような対応をしているのか。市では条例の整備等対応をしているとのことであるが、それで万全だと考えているのか。

依然として、ある業界内においては、暴力団の影が見え隠れするような行動が見受けられるとのかを耳にするが把握しているのか。

答 暴力団対策法は、暴力団の活動を取り締まり、国民の生活を守るための法律である。

市では、平成23年4月に津市暴力団排除条例を施行し、暴力追放、暴力団排除に向けて、市民、事業者、関係団体等と連携して取り組みを行っており、市の発注する工事等については、要綱で暴力団等の排除を定めている。

また、津市が設置する公の施設からの暴力団排除措置要領運用協定書等を警察と結び、警察と連携しながら暴力団排除に向けて取り組んでいる。

暴力団を利することのないように条例等で対策を講じているが、暴力団又は暴力団関係者であるかどうかの特定については警察に照会しなければならず、市で情報を把握するのは難しい状況である。

●その他の質疑・質問●

○庁舎内危機管理について

・救助袋について

・ロッカー転倒について

○企業の技術力をどのように発信するのか

○公共施設の耐震について

○色んなニーズに応える保育はできるのか

○市展への出品者数の減少の要因は。また今後の展望をどのように考えるのか など



▲暴力団排除には、市民、事業者、関係団体との連携が重要